

佐野市監査委員告示第2号

定例監査の結果

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、令和5年度定例監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表します。

令和6年1月26日

佐野市監査委員 篠原 偉治

佐野市監査委員 金子 保利

第1 監査箇所

こども福祉部（社会福祉課、障がい福祉課、こども課、家庭児童相談課、保育課）

第2 監査期間

令和5年11月29日から令和6年1月26日まで

第3 監査の結果

1 社会福祉課

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の計数に誤りがなく適切に処理されている。

2 障がい福祉課

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の計数に誤りがなく適切に処理されている。

3 こども課

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の計数に誤りがなく適切に処理されている。

4 家庭児童相談課

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の計数に誤りがなく適切に処理されている。

5 保育課

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の計数に誤りがなく適切に処理されている。